

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和2年3月 11 日(水) 午前 10 時～午後1時 38 分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 大野慎治 副委員長 榊谷規子 委員 谷平敬子
委員 黒川 武 委員 須藤智子 委員 井上真砂美
委員 関戸郁文 委員外議員 木村冬樹

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 兼松英知、同統括主査 丹羽真伸、環境保全課長 隅田昌輝、同統括主査 黒田かおり、福祉課長 富邦也、同統括主査 大島富美、同統括主査 小南友彦、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 原咲子、同主幹 中野高歳、同統括主査 高橋善美、健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長 長瀬信子、同主幹 城谷睦、同統括主査 須田かおる

陳述人 日下紀生

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第6号	岩倉市健幸づくり条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第7号	岩倉市路上喫煙等規制条例検討委員会条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第 11 号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第 12 号	岩倉市介護保険条例等の一部改正について	全員賛成 原案可決
請願第1号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書	全員賛成 継続審査

◎委員長（大野慎治君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託された案件は、議案４件、請願１件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申出がありますので、許可します。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 皆様、おはようございます。

連日、新型コロナウイルス感染症に関する報道がなされておりますが、現時点の報道では北海道が111人と最も多いわけでございますが、それに次いで愛知県が99人という、２番目に多い地域となっております。愛知県におきましては、名古屋市を中心に今まで感染が拡大してきておりますが、人の移動がある限りは感染の可能性というのはどこの地域にもあると思っております。特に今後県内の感染状況には注意を払って、市民の皆様には過度な不安をあおらないように市といたしましても適宜適切な情報提供に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の厚生・文教常任委員会におきましては、条例の制定２件、条例の一部改正が２件、請願１件について御審議を頂くものでございます。いずれも市民の健康と安心した暮らしを維持するために重要な案件と認識しております。本日はグループ長以上の職員が出席させていただいておりますので、慎重審議のほどをどうかよろしくお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

本日、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から９年です。東日本大震災により犠牲になられた皆様に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様、今なお福島原発事故に伴う避難の方々に心からお見舞いを申し上げます。

この震災により犠牲になられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく、本日午後２時46分に１分間の黙祷をささげたいと思っておりますので、これに合わせて議員各位、職員の皆さんもそれぞれの場所において黙祷をささげられますようお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

まず初めに、議案第６号「岩倉市健幸づくり条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） おはようございます。

議案説明資料の８ページの４番なんですけれども、健幸づくりを推進する施策とありまして、順番に施策名があります。からだの健康を通じて、歯と口腔の健康を通じて、食を通じて、運動を通じてと順番があるんですけれども、それぞれに内容が書いてあるんですけれども、それは分かるんですけれども、その後のこころの健康を通じて健康づくりを推進する施策というところに２つありまして、下のところの、こころの健康に関する相談及び支援に関することと書いてあるんですけれども、これは鬱病とか心の病の相談に乗ったり支援することだと思いますが、その上の、こころの健康の保持増進に関する知識の普及及び啓発に関することと書いてありますけれども、この内容がちょっと私、よく分からなくて、具体的にはどういうことをされるのかなと思ひまして、教えてください。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 心の健康及び心の病気について正しい知識と情報を提供することを言っておりまして、心の健康の保持増進に関する情報につきましては、具体的には次のものが挙げられます。

質の高い睡眠に関する知識、心身の疲労回復を中心とした休養と趣味や運動、ボランティア活動などで英気を養う休養に関する知識、ストレス対処法に関する知識、心の病気に関する知識となっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございますか。

◎委員（谷平敬子君） 睡眠とかそういう今おっしゃったことなんですけれども、啓発というのはそれに対しての啓発、何かセミナーを行うとかそういうことなんですかね。

◎健康課主幹（城谷 睦君） 施策といたしましては、知識の普及啓発につきまして、健康講座ですとか、あるいは地域に出て健幸伝道師として情報提供、あるいは保健推進活動などを通じて心の健康についての知識の伝達を予定しております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございますか。

◎委員（黒川 武君） 本条例の制定に当たりまして、健幸づくり推進委員会で素案が検討され、そしてそれが成案へとつながったもので、委員会の議事録を見ても字句一つに至るまで本当に細かく熱心に議論していただいたも

のと、私はこの条例案を高く評価させていただいているところでありますが、健幸都市宣言の具現化を図る最も基本となる条例でありますので、何点かお聞きさせていただきます。

まず、この条例は単なる理念条例ではなく、理念プラス基本的施策も含めた実効性のある条例案と私は受け止めてはおります。しかし、なぜ基本的事項を定める理念条例にして、その下で細かい施策内容を定める実行条例を定めようとしなかったのか。この条例をこういう形で仕立てた、その背景と理由があればお聞かせいただきたいと思います。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 健幸づくり条例は理念条例としておりますが、6つの施策を掲げてどのように推進していくかを分かりやすくお示ししております。

細かい施策につきましては、事業の実施状況等により、その都度見直しや変更をしていくものであると考えております。健幸づくり推進委員会におきましても、別に要綱などを定める方法もあるといった意見も頂いておりますので、条例としては定めておりません。

◎委員（黒川 武君） その点は、私もよく理解はできるところであります。

2つ目の質問といたしまして、議会におきましては平成30年12月定例会におきまして、岩倉市歯と口の健康づくり推進条例制定に関する請願が提出され、審議の上全会一致で採択をさせていただいたものであります。なぜこのようなことを持ち出すかという点、当時私は議長として議決責任がございますので、ここで確認をさせていただく意味で質疑をするものであります。

なお、その請願の参考資料として、請願者から岩倉市歯と口の健康づくり推進条例案が添付されております。採択した請願と合わせて執行機関にも送付をさせていただいたところであります。

そこで、お聞きしたいことは、健幸づくり条例案策定のプロセスの中で、執行機関としてこの請願をどのように処理されてきたのかお聞きいたします。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 歯と口の健康づくり推進条例制定に関する請願が市議会で採択されたのを受けまして、健幸づくり推進委員会の中で歯と口の健康に関する単独の条例を制定するか、歯と口の健康を含めた健幸づくり全体に関する条例を制定するかについて議論してまいりました。健幸づくり推進委員会では、歯と口の健康づくりの推進は体の健康や運動とともに重要な部分であるため、健幸づくり条例に組み込んでいく必要があるということ。それから、健幸づくり条例は理念や基本的な考えを示すものであるため、歯と口の健康についての具体的な内容を定めると条例全体がいびつになってしまうため、健幸づくり条例の中に balan

スよく含めていくことという意見を頂いております。

これらの意見により、健幸づくり推進委員会では健康づくり条例を理念条例とし、歯と口の健康づくり推進条例も含めて、全体としてバランスのとれた条例を制定するという考え方で進めていくことになりましたので、歯と口の健康づくりを含め健幸づくりを総合的に推進する条例といたしました。

◎委員（黒川 武君） そのこのところのやり取りは議事録にも記載してありますし、関係者の方からもその旨の理解があったものと私は推察をしているところではありますが、もう少し詳細にお聞きしたいと思います。

先ほど申しあげました請願の中の項目は3つありまして、1つは歯科疾患の早期発見・早期治療の促進。2つ目は、ライフステージに応じた歯科口腔保健の推進。3つ目が、各分野の連携に基づいた総合的かつ計画的な歯科口腔保健の推進。請願項目はこの3つあります。

なお、条例案として添付された中で、7項目の基本的な施策もございます。それはあくまでも参考資料ではございます。

そこで、お聞きしたいことは、請願項目である3つの項目、それから参考資料として出された条例案の中の基本的な施策、そうしたものは今回提案されております議案であります健幸づくり条例の中に包含されているものと理解してよろしいのかどうか、お聞きいたします。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 健幸づくり条例案の第12条歯と口腔の健康を通じて健幸づくりを推進する施策では、食や運動の施策とのバランスを考え、具体的な記述を控え、歯と口腔の健康に関する施策を4つに整理して掲げております。

請願で提出されました歯と口の健康づくり推進条例案の第9条にあります7つの基本的施策につきましては、1号の乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯科口腔保健の推進に必要な施策は、健幸づくり条例第12条の1号と2号に、2号の8020運動の推進に必要な施策は、健幸づくり条例第12条の1号に、3号の障害者・介護を必要とするもの等に対する適切な歯科口腔保健の推進に必要な施策は、健幸づくり条例第12条の1号と2号に、4号の歯科口腔保健の観点からの食育及び糖尿病、脳卒中、がん、その他の生活習慣病対策に必要な施策は、健幸づくり条例第12条の3号に、5号の災害発生時における口腔衛生の確保等による二次的な健康被害の予防に関する施策は、健幸づくり条例第12条の2号と4号に、6号の歯科口腔保健に関する情報の収集及び普及啓発に必要な施策は、健幸づくり条例第12条の1号に、7号の前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に必要な施策は、健幸づくり条例第12条の4号に包含された内容となっております。

また、請願における３つの要望事項である歯科疾患の早期発見・早期治療の促進及びライフステージに応じた歯科口腔保健の推進は、健幸づくり条例第12条の１号と２号に、各分野の連携に基づいた総合的かつ計画的な歯科口腔保健の推進は、健幸づくり条例の第３条の基本理念の２号と第12条の４号に包含されております。

◎委員（黒川 武君） ただいま丁寧に補填を頂き、ありがとうございました。

いずれにしても、今後とも細かい施策の推進に当たるわけですので、私が聞いたこと、今お答えいただいたこと、それらが全て条例の運用解釈といったところに含まれてまいりますので、今後ともやはり関係機関と十分、この条例の中にも一番最後の17条でもって推進委員会への意見聴取ということがありますので、丁寧にやっていただくことをここでお願いしたいと思います。

委員長、まだ質問を続けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それで、いろいろ第１回からの議事録を読んでまいりますと、当初の素案段階では健康増進計画の策定といったものが入ってはいたんですが、提案されている議案の中には含まれておりません。どのような経過でこの健康増進計画の策定を外してきたのか、その経過をお聞きいたします。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 健康増進計画は、健康増進法に基づき策定している健康いわくら21計画を指しております。当初の素案の段階では、健康増進計画の策定に関する記載がありましたが、その後、例規審査会におきまして第17条に計画に関する規定を設ける場合は、健幸づくり条例に基づいた計画を新たに策定するもので、既にある健康増進計画について記載するものではないという指摘を受けましたので、計画の策定に関する記載を削除いたしました。

なお、健幸づくり推進委員会条例には、所掌事務として健康増進法に基づく岩倉市健康増進計画の策定及び推進に関することを定めております。

◎委員（黒川 武君） 健康増進計画の策定については、例規審でもってその必要性はないと、そのような結論に至ったのかなあとと思います。

それで、今、例規審査会のことが出てまいりましたので、そのことに関して質疑をさせていただきます。

せんだっての本会議におきまして、この健幸づくり条例の中で度々出てまいります「一人ひとり」という字句がございました。それで、本会議の質疑において、最初の「一人」が漢字で、後の「ひとり」が平仮名表記になっているものに対して、これについては両方とも漢字ではないかと。それが例規上の取扱いではなかったのかといった質疑であったと思います。その折の本

会議における答弁では、例規審査会では問題がなかったといった答弁であったかと思いますが、その答弁を受けて次の質疑として、例規上の扱いの確認を求めたいといった質疑がございました。それに対しての直接的な答弁がなかったですので、この委員会において答弁を頂くのがやっぱり筋ではないかなと思いますので、そここのところの答弁をお願いいたします。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 本会議の中で、行政課にそういった資料があるという御指摘も頂いたところなんですけれども、行政課が作成しました資料について調べてみましたところ、平成14年11月に発行した「役所言葉の見直しにおいて」というところで、公文書に使用する場合は、文部省用字用語例に基づき漢字の一人一人と書くようにというふうに示されておりました。

法令では、漢字の一人一人が使用されておりますが、県内の自治体におきましても前文や条文に漢字と平仮名の「一人ひとり」の表記が用いられております。岩倉市におきましても、2つの条例において漢字と平仮名を使った「一人ひとり」が使われております。健幸づくり条例におきましても、口語体を用いて市民への分かりやすさを考慮して作成しており、また、健幸都市宣言におきましても一人ひとりの個性を大切にする社会というふうに、漢字と平仮名での表記をしていることから、漢字と平仮名の「一人ひとり」を使用することといたしました。

◎委員（黒川 武君） ただいまの答弁でもって、健幸都市宣言、これがやっぱり前提としてあるということで、それとの整合性を取るために平仮名を用いたといった答弁であったので、私はこれ以上のことはお聞きいたしません。ここでとどめたいと思います。

委員長、もう一つ質問がございました。

最後の質問という形になります。

条例制定後、今後とも多岐にわたっての各施策が具体的に立案、実施、評価及び改善と、そういったようなPDCAサイクルの下で実行されていくわけなんですけど、そのPDCAサイクルというのは、どのような形で行う考えなのか、そここのところをお聞きいたします。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 健幸づくりの推進に関しましては、庁内における各課の取組を進めるための健幸づくり推進プラン及び健康づくり計画である健康いわくら21計画に基づき、企画の立案・実施・評価を行ってまいります。また、健幸づくり推進委員会におきましても、事業の計画や実施状況、実績を報告し、施策の見直しを行ってまいります。

令和３年度からは、第５次岩倉市総合計画に位置づけて施策評価をしていく予定にしております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（梶谷規子君） 本会議でもかなり議論になった健幸づくりの幸せという字、また条例上特に11条からからだの健康を通じてとか、12条で歯と口腔の健康を通じての健康はもともとのヘルスの、書き取りテストでいくと正解の「健康」を用いているということで、非常に11条、12条、また15条でも先ほど谷平委員が言われた心の健康ももちろん健康を通じてという、そこでの健幸づくりという、読みにくいというか、どちらで「けんこう」ということで、難しいことを思うんですが、もちろん第２条の中に幸を使った健幸づくりというのはきちんと用語の意義ということで定めてみえて、健幸づくりは生涯にわたり心身ともに健やかで自分らしく生き生きと幸せに暮らすための取組を言いますということで、用語の意義も第２条の１号で書かれているわけなんです、特に11条からのからだの健康を通じて健幸づくりとかいうところで紛らわしいので、その健幸づくりという用語を鍵括弧にしていけないでしょうか。条例上、読みやすさも求めて、健幸づくりというものを２条の中で用語の意義としても定めているということで、鍵括弧にしていかがかと思うんですが、どうなんでしょうか。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 第２条では、健幸づくりを定義しており、健幸づくりに鍵括弧をつけることにより、健幸づくりという言葉強調することになります。例規審査委員会におきましては、条文の中で最初に記載される健幸づくりに鍵括弧をつけて、それ以下は鍵括弧を省略する方法や、全ての健幸づくりに鍵括弧をつける方法もありますが、健幸づくり条例であることから、特別に鍵括弧をつけて強調する必要はないのではないかという例規審査委員会での意見に基づきまして、鍵括弧をつけないことといたしました。

また、健幸づくりという言葉が条文の中に多く記載されておりますので、鍵括弧をつけることにより条文全体が見づらくならないことも考慮し、鍵括弧をつけないこととしましたので、よろしくお願いいたします。

◎委員（井上真砂美君） 健幸都市というのは岩倉市外にもあると思いますし、新しい都市モデルとしてスマートウェルネスシティの構想推進というのも新しいまちづくりということでできるのではないかなというような、そっこのほうに進むというような話も聞いておりますが、そちらのほうも見据えてという、健幸都市というのがひょっとしたら新しい言葉として認められていくのかなとも思うんですが、その辺のほうはいかがなものでしょうか。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 今御質問のありましたスマートウェルネスシティというのは、健幸長寿社会を創造するまちづくりからというところで提唱されているものでございます。やはり健幸の幸に幸せという字を用いているわけですが、今までは個人の健康は個人でつくるところで健康づくりが進められていたと思いますが、やはり現在の超高齢化社会の中においては、地域の担い手である住民も健康を通じて健康維持や社会参加するための仕組みづくりが必要であり、それが地域の活性化にも貢献していくという、そういった考えの下にスマートウェルネスシティというのが打ち出されております。

今回、制定いたしました健幸づくり条例におきましても、やはり個人の健康は個人だけということではなくて、社会全体で健幸づくりができる環境を整備するとか、高齢社会においては地域の中で、やはり社会参加ができたり居場所をつくっていくことで、住民の方たちがより社会の中で健康になれるような環境、地域をつくっていくという、スマートウェルネスシティと同様の理念から健幸づくり条例を制定するものとなっております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 先ほど続きだったんですが、その例規審査の中で健幸づくりを鍵括弧を取り外したほうがいいというふうに言われたということですが、条文全体、私は、見づらくよりも見やすくなるんじゃないかなあと思うんですが、そういった結果でなったということで、議論の中でということになりました。

4条から役割、市の役割、市民の役割、5条で地域団体の役割というふうに役割の主体を条文化しているんですが、それぞれの中でこれから周知・啓発は予算上でも様々なポスターを作るとか、いろんな周知の方法をやっていくことが予算化もされているところなんですが、特に事業者の役割というところで周知をどのようにしていくのか難しさもあるんじゃないかなあと思うんですが、周知をして努めるものとしめますというふうに断定してあるわけなんですが、協力を求めていくということで、どのような周知をして、どのような御協力を求めていくという、今後の方向など考えられていることをお知らせいただきたいと思います。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 今、議員さんおっしゃられたとおりに、健幸づくり条例を制定したことにつきましては、市のホームページとか広報で市民に広く周知するほか、条例を身近に感じてもらえるようイラストも取り入れたリーフレットを作成し、保健推進委員の地区活動をはじめ様々な機会を通して説明するとともに、多くの人に手に取っていただけるよう公共施

設等にも設置いたします。

事業者に対してですけれども、事業者はじめ関係する団体には、作成したリーフレットとかも使用しながら、順次、説明していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 条例を推進、一つ一つの事業所にまで説明していき協力を求めていくということで大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。

健幸づくりを推進する施策として11条から12条まであり、最後の16条のところでの4号というのは一つ一つ意味が深いものだと思うんですが、特に(3)の市民の多様な個性を尊重し、誰もが社会参加できる環境の整備に関することというふうにあります。多様な個性を尊重して、誰もが社会参加できる環境の整備って非常に素晴らしいことだと思うんですが、大変難しいことだと思いますが、こういったことを考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 年齢・性別・国籍や心身の状態等、多様な個性が尊重され、誰もが地域活動、ボランティア活動、社会教育活動等に参加しやすい環境を整備していくことを指しております。誰もが健幸づくりに関心を持って取り組めるよう、社会資源についての情報提供やニーズの把握をしていくことが必要と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 最後にすみません。

17条の岩倉市健幸づくり推進委員会に意見を聞くというところで、どういった方法で聞いていこうとしているのかということをお聞かせください。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 岩倉市健幸づくり推進委員会条例におきましては、委員会の所掌事務として健康増進計画の策定及び推進に関することを定めており、健康いわくら21計画に基づき、健幸づくりに関する施策の立案・実施・評価につきまして、健幸づくり推進委員会の会議の中でいろいろと意見を聞いていこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議は省略して、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第6号「岩倉市健幸づくり条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第6号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「岩倉市路上喫煙等規制条例検討委員会条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 委員会の構成メンバーについての御質問でございます。

平成30年の厚生労働省の喫煙率のデータを見ると、男性29%、女性8.1%の喫煙者がいるということでございます。また、市税として岩倉市には2.8億円のたばこ税が歳入として入っているということでございます。

第4条で、委員会は委員10人以内をもって組織するとありますが、このような状況を踏まえて、喫煙者の意見を岩倉市路上喫煙等規制条例に反映させるために、委員会の構成メンバーに喫煙者を入れるべきだと考えますが、当局のお考えはどのようでしょうか、お尋ねいたします。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） 路上喫煙等を規制するための条例の制定には、喫煙者の方の立場からの意見も大切でありますので、市民委員さんの中で喫煙者を選定する予定であります。

また、関係団体の代表者、今たばこ販売協同組合さんからの推薦の方を想定しているんですけど、そこからも喫煙者の目線で意見を頂けるんじゃないかと考えております。

◎委員（関戸郁文君） 喫煙者ばかりになってもいけませんし、禁煙者ばかりになつてはいけないと思いますので、確認なんですけど、その辺のバランスのところが取られるということでしょうか。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） 喫煙者、非喫煙者の比率のほうは、ちょっとなかなか委員さんを選定する際に難しいんですけど、できるだけ

両方の立場から意見を頂けるような配慮をさせていただきたいと思っています。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 何点かお聞かせいただきたいと思います。

表題にございます路上喫煙等、等の字が入っているんですね。この等というのは何を意味するものなのか、お願いいたします。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） 等を入れさせていただいた、その等なんですけれど、たばこを吸う方、いろんな場合がございます。歩きながら吸っている方ですとか、立ち止まって吸っていらっしゃる方、ちょっと路上喫煙に当たっているいろんなパターンがあると思うので、あえて等を入れさせていただいております。

◎委員（黒川 武君） 理解できません。もう少し詳しくお願いします。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 喫煙について、喫煙という定義がいわゆる火をつけてたばこを吸われる行為というふうに限定されるかなと思うんですけれども、ただそれだけに限らず、今、いろんな形の喫煙がございます。今グループ長が説明したように、立ち止まって路上で立って吸ってみえるのか、それとも歩きたばこを禁止するのか、そういう面もありますし、たばこの種類についても喫煙の定義がいろいろございますので、そのあたりを御協議いただくために等という文字を入れさせていただいております。

◎委員（黒川 武君） もっとも、これから委員会でもってどういう項目を取り上げ、どういった内容にするかということ、そういうことがこれからやっぱり問われていきますので、ぜひその中でも御議論をお願いしたいと思います。

それから、委員の構成、これは本会議でも質疑があったところですが、一度整理して第1号から第7号までもう少し具体的にお聞かせいただきたい。特に2号の関係団体、先ほどたばこ販売協同組合の方だと言われたんですが、5番目の地域団体とかその辺のところをもう少し特定できているんだったら具体的に説明していただきたいし、人数の割り振りをどうされるのか、そのところもお聞かせいただきたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 委員の構成についての御質問を頂きました。

1番目に識見を有する者という表現がございますが、こちらの方については本会議でも御説明させていただいたと思いますけれども、弁護士の先生を法的な立場から、たばこを吸われる方の権利をどうやって守っていくかという部分もございますので、法的な見地で専門家の御意見を頂きたいという考えがございまして、弁護士の先生を。

2番目のたばこ販売協同組合の方ですが、こちらは先ほどグループ長も申し上げたとおりタバコを吸われる方の立場として御意見を頂くといいことで、尾張の管轄をしてみえる尾張支部長さんにちょっとお話をさせていたでいる段階でございます。

それから、市内の小・中学校保護者の代表というのは、岩倉市のPTA連絡協議会の推薦でもって、市内の小・中学校のPTAの会長さんの集まれる協議会の中からお一人御推薦いただくというふうに考えております。

また、鉄道事業者の代表者につきましては、岩倉駅の駅長さんを、具体的には岩倉駅周辺の規制ということが念頭にありますので、岩倉駅の駅長さんをお願いしようというふうに考えております。

それから、地域団体の代表者ということですが、こちらでも本会議のほうで御説明しましたけれども、区長会から区長さんにも、必ずしも区長さんとは限りませんけれども、区長会からの御推薦をお一人いただくというふうに考えております。

それから、市民の代表でございますけれども、こちらは4月の広報で公募をかけさせていただこうというふうに考えております。また、市民委員の登録制度がございますので、こちらのほうから登録者を打診させていただいて、この市民の代表者の中から大体3名ぐらいの委員の方をお願いできないかなあと、公募と登録を合わせて3名程度の方をお願いできないかなあというふうに考えています。

市職員でございますけれども、こちらでも本会議でお答えさせていただきましたが、今のところ駅周辺の管理者として維持管理課長、それから健幸都市宣言の担当として健康課長を予定しております。以上でございます。

◎委員（黒川 武君） その割り振りのところはよく分かりました。

それから、第5条で委員の任期が定めてあります。これによると、第3条の事項が終了するまでとするといった記述であります。これはどのような状態のときを指しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） こちらについても、本会議で少し答弁のほうをさせていただきましたけれども、基本的にはスケジュールとして令和2年12月議会に条例を上程させていただければなあというふうに考えておりますので、その条例の上程をもって任期を終了するというふうに今のところ考えております。

◎委員（黒川 武君） 委員の任期は本年の12月議会定例会で上程をもってといったことで終了といったことですね。

それで、議案第5号との関係でお聞かせいただきたいと思います。この議

案第5号、これはもう既に総務において昨日議決をされているところでありますが、岩倉市制50周年記念事業審査会条例の制定についてのもので、附則のところで失効規定が設けてあるんですよね。つまり、委員の任期も定めながら、附則のところで、この条例は令和4年3月31日限りでその効力を失うと失効規定を設けている。今、審査している路上喫煙等の件については、第5条で先ほどお聞きしましたように第3条の事項が終了するまでとしながらも、条例全体の失効規定はないわけですから、12月の上程をもって終了するとなると、この条例そのものの役割はもう既に終わったものとみなしていいのか、あるいは失効規定を設けないということは、その後も条例を維持しなければならない理由があるのかどうなのか、ちょっとそこのところを整理していただきたい。

なぜこのような聞き方をするかという、同一議会でもって議案が複数出てきて、その中で同種のものであって取扱いが違っていることについては、違っていることについての合理性のある理由を求めたい、そういうことでお聞きするものです。

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎市民部長（中村定秋君） 今、黒川委員がおっしゃられる疑問は当然のことだと思います。実は、岩倉市のこういった条例の検討委員会、いろいろ条例があるわけですがけれども、例えば市民参加条例であるとか、あるいは今回議案で上がっています中小企業の振興条例の検討委員会、これも全て失効という規定がなくて、この50周年はちょっと、50周年というのは1回しかないもんですから、少し異例なところというところで、この50周年に限って失効規定があるというところで、そういった区別をしております。

◎委員（黒川 武君） それはそれで、別段私は何も違法とかそういうことを申し上げるつもりは全然ありません。ただ、そこのところが今後ともやっぱりこういった検討委員会を、例えば少し衣替えをしながら、その後の施策の実施とか推進、あるいはそれに対する評価、いわゆるPDCA、そういったものを将来的にやっぱり役割として必要なかなあと、そういったことであえてお聞きしたわけなんです。別段、現時点でその旨の答弁を求めようとは思ってはおりません。

ですから、やはり執行機関側が施策・事業を執行するに当たって僕は、全て共通しているのがPDCAサイクルなんですよね。しかも、それは第三者の中で行うことによって検証の正当性が出てくるだろうという意味合いでお聞きしたわけですので、別段失効規定を設けないと合理性に欠けるとか、そ

ういうことを言うつもりは毛頭ありませんので、それはそれで今後ともまた執行機関のほうでいろいろお考えいただきたいなあとと思います。

委員長、申し訳ないが、もう一点だけ最後にお聞かせいただきたいと思います。

これは関連でお聞きいたします。

路上喫煙等の規制の方策について、今後とも委員会の下で議論されていくということなのですが、市内的に見ると、やはり道路以外のところでも、例えば都市公園とか児童遊園、憩いの広場など、そういった公共空間の場での喫煙等の規制を今後市としてどう考えるのか。なぜこのようなことを申し上げるかと申しますと、実は新聞報道であったんですが、大府市がこの3月の定例会でもって都市公園での禁煙を明文化する条例改正を提案されていると、いったことを新聞報道で知りましたものですから、岩倉市においては公共施設、建物の中はそういった禁煙措置が講じられていると思います。路上等においてもそういうことがなされていけばいいんですが、ただ、やはり不特定多数が利用する公共空間である公園等は、どのような扱いをしていくのかということも、やはり重要ではないかなということで、もしその考え方をお持ちでしたらお聞かせいただきたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 黒川委員おっしゃられるとおりで、路上に限らず公共施設としての公園だとかそういったものも含めて条例化されている自治体もございますので、そういったものも含めて協議をさせていただきたいというふうに考えております。

◎副委員長（榎谷規子君） 私もその5条のところに引っかかっていたので、任期が終了するまでとするというところで、やはりここを書くのならこの効力を失う附則がいるのではないかなあと思っていたんですが、附則がないのなら、今後の路上喫煙について条例をつくった後も、施策を実施していくために、その条例を推進していくためにということも引き続きということも考えていいのではないかなあとと思うんですが、いかがでしょうか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 今、条例の検討委員会についての任期ということで、条例上程をもって一区切りという考え方をお話しさせていただきました。ただ、今、PDCAサイクルの話も黒川委員から出ましたけれども、検証といいますか、これについての今後の運営についての管理といったものについては、私ども環境保全課では環境審議会という会議を持っておりますので、こちらのほうで環境全般の御審議をいただくといったところがございますので、この中で御報告させていただいて、運用面での課題だとか問題についてはお話をいただいて、御指摘いただくといったことを進めていこうと

いうふうに考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議は省略いたしまして、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第7号「岩倉市路上喫煙等規制条例検討委員会条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第7号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（梶谷規子君） 今回のこの国民健康保険税の一部改正については、これまでも全員協議会でも丁寧な説明があり、本会議でも議論されてきたところではありますが、そのときにはまだアップされていなかった国保運営協議会の議事録がその後アップされて、読ませていただきました。やはり、この協議会の議論の中でも、繰越金などがある中でなぜ値上げしなくてはならないのかという質問などもあり、1時間以上にわたって丁寧な議論をされてきたということを議事録で拝見させていただいたところなんです。やはりこの国民健康保険の加入者というのは、非常に低所得者の人が多くいらっしゃる中で、今度の所得割・均等割・平等割、特に均等割というのは子ども1人、おぎゃーと生まれたらその1人についても、今度年額2万4,100円も賦課されていくという均等割なんです。これまでも均等割について、子どもの分については減免を求めてきたところなんです。均等割、世帯割である平等割まで上げるということに対して痛みを感じていくことは、この議論の中で国保運営協議会の中ではそこまでのものがなかったんですが、当局としては均等割まで上げるということを回避することの努力はされな

ったのかについて、しつこいようですけど再度お聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） このたびの税率改正につきましては、県から示される標準保険料率を踏まえたものとするということで、これまでの改正もそのような考え方で検討をしております。そのようなことから、均等割・平等割を抑えていくかというところについては、あくまでも標準保険料率に沿ったものとなるので、特別にそのところを下げるというふうな考え方は持っておりません。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 国民健康保険の加入者ですが、一人世帯、二人世帯、この資料を頂いたものによりますと90%で、これからも仕事を辞めた定年後、今まで社会保険とか払っていたものが国民健康保険に替わると思うんですが、繰越金は数値としては載せられているんですけども、潤沢なんでしょうか。ちょっと繰越金について教えてください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 繰越金についての状況でございますが、今回お示しした資料の中にも繰越金については御説明をさせていただいているところです。令和元年度の繰越金の見込額は、1億7,300万円程度ということで見込んでおります。

今回、税率改正に当たっては、被保険者の負担を少しでも軽減したいというところで、繰越金を6,000万円程度活用させていただくというところでございます。この6,000万円を活用しますので、その後は1億1,000万円程度となるというところ、そのような状況です。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑は。

◎委員（井上真砂美君） すみません。6,000万円使って、残りは1億、どんどんこれからも減っていくというような感覚で思っております。ちょっと不安だなという感じがするんですけど、未納者についてもちょっと情報を教えてほしいんですけども、どうしても国民健康保険、納税できない人がいらっしゃるのか、収納率というのもしこに書いてあるので数値としては見えるんですが、どの程度支払えるのか、その辺のこと、未納の方について、ちょっと教えてください。

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 未納者の方の状況についてお尋ねであったかと思います。未納者の方の状況については、それぞれお支払いが困難な方

であったり、納付についての、申し上げにくいんですが意識が低い方であったり、未納の状況についてはそれぞれ御事情があるようなところでございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を省略しまして、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 議案第11号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、反対の討論をいたします。

2018年度から国民健康保険の県単位化が実施されて、国民健康保険の財政運営が大きく変わってきました。県が市に対して県に納める納付金と標準保険料率を示して、市が標準保険料率を参考に保険税率を決定していかなくてはいけないということで、住民から保険税を徴収するのは今までどおり市で、県に納付金を納めて市でかかった医療費は県から交付されるという仕組みになっているわけです。

今度、県からの国民健康保険事業費の納付金及び標準保険料率の算定結果が示されたことから、今回の税率及び税額を改正するものでありますが、今回所得割だけでなく均等割も平等割も値上げ、引き上げるということで、この国民健康保険の被保険者の人たちは、ほとんどが低所得者の人たちであります。その低所得の世帯が多い、そういった人たちが約9割が300万円未満の国保世帯を直撃する国保税の値上げということで、やはり賛成するわけにはいきません。

賦課限度額を引き上げていくこと、所得割だけの料率の改正ならのんだところではありますが、質問で聞くのを忘れちゃった、賦課限度額を今後上げがどうなのかというところは、すみません。やはり、この国民健康保険税の被保険者の人たちに対する重い料率の一部改正について、賛成することができないということで、反対とさせていただきます。

やはり、次の請願の議論にもなっていくと思いますが、今後、県や国に対して市町村の国保会計、この財政に対してしっかり補助をしてもらうということも、国や県に対して意見を上げていくことが今後本当に必要となっていくと考えます。

◎委員長（大野慎治君） 賛成討論はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 議案第11号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の立場で討論いたします。

平成30年から国民健康保険の運営が広域化されたことに伴い、本市においては県から示された標準保険料率を踏まえた税率改正が行われております。減免適用もされております。

令和2年度の税率改正は、繰越金を活用し税率の上げ幅を現行と標準保険料率との差の約2分の1としており、被保険者の負担を考慮した税率改正となっております。繰越金の活用については、今後、被保険者に急激な負担増が生じないように検討したものとなっております。令和2年度に繰越金を最大限活用して税率を据え置いた場合、令和3年度は被保険者に急激な負担増を強いることとなり、今回の繰上げ金の活用は妥当なものと考えます。

この条例の一部改正が行われることにより、国保財源安定化がなされ、保険事業の充実を図り、医療費の適正化を図るとともに保険収納率の向上にも努めることを要望いたしまして、議案第11号を賛成といたします。

◎委員長（大野慎治君） 討論が終わりました。

討論を終結し、直ちに採決に入ります。

議案第11号「岩倉市国民健康保険条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第11号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「岩倉市介護保険条例等の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議を省略し、次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第12号「岩倉市介護保険条例等の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第12号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩といたします。11時15分まで休憩といたします。

請願者の方がいらっしゃいましたら、御準備のほうをよろしくお願いいたします。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

続いて、請願の審査に入ります。

請願第1号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」について議題といたします。

請願者より意見陳述されたいとの申出がありましたので、これを認めます。意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（日下紀生君） 本日は、趣旨説明の意見陳述の機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

私は愛知自治体キャラバン実行委員会の事務局団体、愛知県保険医協会の日下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本請願は、梶谷規子議員、木村冬樹議員の御紹介で提出をさせていただいたものでございます。

自治体キャラバン実行委員会では、毎年県内全ての自治体に介護・福祉・医療など社会保障施策の拡充を求めて請願等を提出いたしまして、岩倉市におきましては昨年10月29日に懇談もさせていただいております。本日は大きくりにいたしまして、提出いたしました請願の【1】の市町村の福祉施策を充実してください、また同じく【2】の国及び県に意見書・要望書を提出してくださいの2つの項目につきまして、今から申し述べます。

初めに、字句等の修正の件で誠に申し訳ございませんが、お願い申し上げます。趣旨のところですが、今年7月の参議院選挙とありますのは、昨年7月の参議院選挙の誤りです。また、今年40年を迎えるキャラバン要請行動とありますのは、昨年40年を迎えたキャラバン要請行動の誤りです。また、【1】の市町村の福祉施策を充実してくださいのところですが、8. 予防接種の①のところ、ロタウイルスワクチンについての項目が記載がございますけれども、御存じのとおり本年10月から国におきまして定期接種化がされるという運びになりまして、岩倉市でも当然これは実施されることになるという運びになりまして、この件は削除させていただきます。

次に、国への意見書②の件ですが、タイトルとして国民健康保険の

国庫負担抜本的引上げや出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書（案）とございますけれども、これは国民健康保険の国庫負担抜本的引上げを求める意見書（案）ということでさせていただきたいと思います。それぞれおわびして訂正申し上げます。

続いて、請願事項に関しまして意見を申し述べさせていただきます。

まず、【1】市町村の福祉施策を充実してくださいというところですが、時間の関係で重点のみとさせていただきたいと存じます。

1の安心できる介護保障についてでございます。保険料や利用料の減免制度の拡充などをお願いしてございますけれども、岩倉市におかれましては、ともにこの制度は既にお持ちでいらっしゃいます。しかしながら、残念ながら実績がほとんどないというのが現状だと伺っております。県内では、例えば一宮市の介護保険料減免制度は、資産制限を設けず申請が不要で、3,000件を超える実績もお持ちです。また、介護利用料の減免制度についても、10の自治体が一般会計の繰入れも行なって充実をなさっておられます。江南市では、住民税非課税世帯は対象とされておりますし、訪問介護につきましても半額助成をされております。実績も2,700件を超えて実施をされております。また、武豊町でも住民税非課税世帯は全て対象とされまして、2,400件近い実績もお持ちでいらっしゃいます。

来年には、介護保険料の改定を控えているかと思いますが、岩倉市の保険料は県内の市町村の中では平均以下に抑えておられる。大変いいことだとは思いますが、私どものアンケートによる把握では、2018年度の保険料滞納者の数をお聞きしますと、前年比で1.2倍ほどに滞納の方が増えているということを伺っております。保険料や利用料の減免制度の対象を拡充するなど、ぜひとも御検討をお願いしたいと存じます。

また、介護の基盤整備についてですが、2019年の私どものアンケートでは、2018年度のアンケートと比べますと、要介護3から5の待機者並びに要介護1・2の待機者ともに増えておられて、合計113人と伺っております。施設1か所に相当する数ですが、この待機者を解消するためにも、各種施設の整備など一層の御尽力をお願いしたいと存じます。

次に、2. 国保、国民健康保険の改善についてでございます。岩倉市の国保税は、昨年度、一般会計の独自繰入れを1人当たり1,200円余り増やされまして、医療分・後期支援分の合計で1人当たり平均保険税を219円引き下げるなどされておられ、市の御努力に敬意を表するところであります。

しかしながら、国や県におきましては、決算補填等目的の一般会計の法定外繰入れを縮小する方針がございまして、しかしながら、その下でも

保険税の減免に充てる目的や福祉医療に関する国の補助減額の補填、あるいは基金の積立てなどの名目による決算補填等以外の目的の法定外の繰入れは、何ら規制されないものであります。市独自の御努力の余地があるのではないかと考えております。誰もが払える国保保険税を目指し、御努力をお願いしたいと存じます。

また、18歳までの子どもの均等割の減免についてでございますが、国保は協会けんぽと比べましても所得に対する保険料の割合が約2倍と高いというのがございます。しかも、多人数家庭ほど高くなります。これは世帯員の数に対して賦課する均等割というものがあるためでございます。私たちは、18歳までの子どもは均等割の対象とせず、当面一般会計による減免措置を設けるようお願いをしております。既にこの減免措置は一宮市で早くから実施をなさっているほか、田原市・大府市・設楽町でも減免を実施されております。ぜひ、岩倉市でも実施を御検討いただくようお願い申し上げます。

次に、時間の都合上、大きい2の国及び県に意見書・要望書の提出をお願いする件でございます。

まず、1. 国に対する要望ですけれども、②の国保の国庫負担の抜本的引上げに関してでございます。先ほども申し上げましたが、国保税の引下げ、特に所得のない層にもかかる均等割を大幅に引き下げるには、市町村独自の努力ではもちろん限界がございます。低所得者や子どもにもかかる均等割を引き下げることは、滞納者を減らすことにもつながります。国庫負担の抜本的な引上げを国に要望していただきたいというお願いでございます。

次に、④の介護保険への国庫負担の増額と負担軽減、給付の改善についてでございます。政府は、介護保険制度の見直しを検討し、利用料の自己負担引上げや要介護1・2の人を市町村の総合事業に振り替えるなどの検討を行っております。しかし、市町村からは、人材確保などの点から事業者確保の見通しが立たないなど、国の思うように進んではない事情があることが、国の審議会の中でも出されております。来年の保険料など事業計画の改定を控え、国に対して国庫負担の増額と利用者の自己負担軽減などの意見書を採択いただきますようお願い申し上げます。

次に、2の愛知県に対する意見書・要望書のお願いでございます。愛知県に対して、国民健康保険への県独自の補助金を復活するよう意見書提出を求めている件です。

かつて愛知県は、市町村国保への補助を行っておられました。2014年から廃止をされていますけれども、この事業自体は2013年の県の事務事業評価調書におかれましても必要性は高いと評価されていたものであります。今では、

国保は都道府県単位化の運営でございますが、高過ぎる国民健康保険税を引き下げるため、国民健康保険特別会計へ県独自に一般会計から法定外繰入れを行うよう、愛知県に要請していただくようお願い申し上げます。

時間の制約もあり、どうしても説明をさせていただきたいことに絞りました。他の項目についても、市との懇談の中でいろいろお話を申し上げたところでございます。ぜひ、全般にわたってよろしく御検討いただきますようお願いいたします。

以上で意見陳述とさせていただきます。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

◎委員長（大野慎治君）　ありがとうございました。

意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君）　それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（須藤智子君）　この請願につきましては、さきの12月定例会に提出をされまして、そのときには継続審査ということになっておりました。ですが、今回の3月定例会におきまして、取下げをされて、またもう一度再提出という形になったんですが、そうなった理由を教えてください。

◎陳述人（日下紀生君）　取下げに至った経過につきましては、全ての市町村に対して共通の請願書の書式で提出をいたしたわけですが、よくよく精査いたしますと、既にこの当市におかれまして実施済みの事業に該当する項目が幾つか存在するということが分かりまして、これらについて削除をしたというのが大きな趣旨でございます。

◎委員長（大野慎治君）　ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川　武君）　先ほどは、陳述で詳しく説明いただきましてありがとうございました。

お聞きしたいのは、18歳までの子どもとか18歳年度末まではというところが出てきて、18歳の子は子どもというふうに捉えるのかどうなのか。これは、18歳の方でも選挙権を持つ方とそうでない方がある。さらには、18歳の位置づけについて、現在、国において諸法令の改正の見直しがされているという過程の中で、この請願の中では18歳までの子どもといった表記の仕方がありますので、そのところのお考え方をお聞かせいただけますか。

◎陳述人（日下紀生君）　御質問ありがとうございます。

おっしゃいますように、確かに国においてどこまでが子どもなのかという

ことについては、議論もあるところはそのとおりでございます。今回、私どもの請願の中で18歳という記述をいたしました背景は、一つにはこれが多くの方については就職をしていない、通学をしている学生であるということが一つ大きな点でございます。つまり、自ら収入を得ない方でありますので、そういった方についても先ほど御説明したように均等割という国保税の負担はかかっておりますので、せめてそういった方については負担の減免を図っていただきたいという趣旨でございます。

細かいことになりますけれども、既に県内で18歳までの子ども医療費の助成をなさっている市町村の事例を伺いますと、その際に通学中、高校などの学生である方は当然対象にするけれども、あるいは中卒で仕事を持っている方については対象としないということをされているところも伺っていますけれども、そういう自治体もありますが、私どもの今回の請願では、今申し上げたとおり多くの方が高校在学中であるという認識の下で、そういった職のない方についての負担を軽減するという趣旨で、18歳までとさせていただいております。以上です。

◎委員（黒川 武君） したがいまして、有職者、つまり収入のある方についてはその対象者としないと、そういった理解の仕方ではよろしいでしょうか。

◎陳述人（日下紀生君） それは一つの考え方ということになりますけれども、そこは議会並びに市のほうでお考えいただくことになりますが、私どもの趣旨としては、有職ではない方についての負担を特にせめてという意味で申し上げているところです。

◎委員（黒川 武君） 先ほど、12月定例会で提出されました請願の扱いについては取り下げたということで、その理由もお聞かせいただきました。それで、毎年度、愛知自治体キャラバン実行委員会のほうからは介護・福祉・医療などの拡充・充実を求める請願書というのは毎年出されています。今後とも出される予定であるだろうというところから、少し確認をさせていただきたいのは、従来提出されているものは県内の全市町村共通のものという形で提出されております。執行機関のほうにも要望という形でほぼ同様なものが提出されているとも聞いてはおりますが、今後は岩倉市において実施されているものについては、その辺の項目については外すお考えでされるのか、あるいは従来どおり県内全市町村共通ですので、同じ項目のものは今後とも提出されるのか。先ほどの取下げ理由との関係で、その辺をどうお考えなのかお聞きいたします。

◎陳述人（日下紀生君） ありがとうございます。

今お話しいただいたとおり、私どもとしては、2020年度、今後も同様に請

願をお出ししたいと考えてございますが、おっしゃったように既に該当する、市で実施済みの事業があるような項目については、御趣旨としてごもっともですので、御要望があればというか実際にその市の実情を、当事者の方、あるいは市の方ともお伺いをして、請願について調整をさせていただくというふうに考えたいと思います。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、議員間討議に入ります。

発言する議員は挙手をお願いいたします。

◎副委員長（榎谷規子君） 一昨年、30年の12月議会で、この自治体キャラバンからの請願について、大きい2番のところの国及び県に対しての意見書を提出してくださいというところを一部採択をして、国に対して2件、県に対して2件という形で意見書を提出してきました。黒川議長のときに、平成30年12月議会でした。

やはり、国や県がきちんとそういう市町村からの要望を受け止めて、施策として実施してもらうまで同様の意見書を岩倉市から上げていくべきだと思いますので、今回も一部採択して意見書を上げていくということにしていけたらと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員長（大野慎治君） すみません。具体的に申していただけないと……、委員長から申しますが、昨年度の議事録からしますと、2番の国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料税にするための十分な保険者支援を行ってください。そして、国に対する意見書の6番、障害者・障害児が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設、通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国で整備してください。地域福祉人材の人材不足を解消するため、報酬単価を大幅に引き上げてくださいということと、2番目の愛知県に対する意見書の中で、福祉医療についての2番ですね。精神障害者医療費助成の対象を一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療、精神通院対象者を精神障害者医療費助成の対象にしてください。そして、(2)の市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してくださいという計4項目が昨年度委員会において一部採択されているということでございますので、紹介議員はちゃんとしっかり説明していただかないと、皆さん御理解できませんので、していただきたいと思います。

◎副委員長（榎谷規子君） すみませんでした。

県に対しては、福祉医療の分で1、2、3、全てでなかったですか。特に3番は岩倉市にはもう既に独り暮らしの高齢者、住民税非課税の高齢者の方は、県が廃止しても存続してやってもらっていますので、県がきちんとまた復活してもらえば岩倉市の支出分は少なくなるということで、独り暮らしの非課税高齢者の福祉医療の分も、3も入っていませんでしたか。

◎委員長（大野慎治君） 今年の議事録からすると、2だけです。

その辺のところは、しっかり整理した上で……。

◎委員（黒川 武君） 残念なことに、委員の間の認識の違いがここで出てしまっているんですね。なぜそうなったのか私はよく分かりません。平成30年12月定例会、全会一致で一部採択はさせていただいた。そのときの議長としては議決責任があるわけなんです。ところが、委員の間でその認識がばらばらである以上は、もうこれ以上審査はできませんよ。どうされますか。

◎委員長（大野慎治君） 紹介議員の木村議員。

◎委員外議員（木村冬樹君） すみません。委員間討議ということですが、紹介議員でありますので、ちょっと一言皆さんにお願いしたいというふうに思います。

平成30年度の際は、私が厚生・文教常任委員会のメンバーでありましたので、同じような形で提出させていただいて議論をした上で、意見書4本を一部採択という形で提出ができたということになっています。ですから、そのときの状況と同じで、私はできればお願いしたいなというふうに思っております。先ほど議論になった福祉医療のところの3本については、精査して合意できるところだけということになるかと思いますが、国に対して国民健康保険の国庫負担抜本引上げの意見書。それから障害者のところは、平成30年の当時に意見陳述に来られましたね、障害者の団体の方が。そういったことも含めまして非常に議論ができて、皆さんの理解を得て意見書が出せたというふうに思いますので、このとおりの内容で提出いただければというふうに思います。

あと、愛知県の国民健康保険の事業所補助に対するものについても、これは採択されて提出していますので、ここは上げていただいて、福祉医療のところだけどういう形で合意ができるかというところをちょっと絞って議論していただければというふうに思います。

◎委員長（大野慎治君） 紹介議員からの補足説明がございましたので、愛知県に対する意見書・要望書の中で福祉医療制度について、去年は②だけ採択しておりますが、1番、2番、3番、1番の子ども・障害者・母子家庭・高齢者医療を縮小せず、存続・拡充してくださいと、3番の後期高齢者福祉

医療費給付制度の対象を拡大してくださいというものも含めて議論していただきたいということでございましたが、皆様の御意見を賜りたいと思います。

◎委員（黒川 武君） その前に、陳述人の方は、ここの国及び愛知県での意見書・要望書のところで重点的に説明されたのが、国で言いますと②の国民健康保険の国庫負担を抜本的に引上げのことと、その後④の説明だったんですよね。愛知県に対するところでは、(2)の県独自の補助金を復活してください。この3項目の説明であったと思うんです。

私も紹介議員さんにお聞きしますが、陳述人の方がここで陳述された項目については、どう扱われるおつもりですか。

いや、別になしならなしでも構いませんよ。だから、もっと事前に……。

◎副委員長（榎谷規子君） ④のことが、今は特に介護保険の問題で大きな問題になっているということで、こういうことも上げてもらえたらという説明だったかと思いますが、もちろん合意していただければ④もということですが、皆さんの合意がなければ昨年と同じようにというふうに思っていたので。

当局にちょっとお聞きしていいでしょうか。福祉医療の……。

◎委員長（大野慎治君） すみません、質疑終結しています。今さら戻すことはいたしません、委員会としては。委員長として認めることはできません。

◎委員（黒川 武君） 暫時休憩をお願いします。

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開いたします。

議員間討議を続けたいと思います。

御意見ある方。

◎委員（須藤智子君） 国への意見書6の1の障害者が24時間365日、安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害者対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置することとありますが、これは去年、みのりの里の横にグループホームをつくって、もうすぐ開所すると思うんですけど、岩倉にしてみればこういうふうにグループホームが2か所あって、障害者の方の施設が2か所あるということは、もう本当に大変ありがたいことでもう十分なんじゃないかなあとは考えますが、またこれを国へ要望を出すんでしょうか、紹介議員に。

◎副委員長（榎谷規子君） もちろん2か所じゃなくて、もう一か所も、鈴井のほうのすずいホームやグループホームの整備ということはどんどん進んでいって、岩倉市からの補助もあり非常にありがたいと思っておりますが、

まだまだ全ての障害を持った人たちがグループホームにというところにはなっていないし、国からきちんと補助がもらえるということは、全てのもっともっと待っている人たちが、親亡き後、親がもう介護状態になっても安心して、ホームがあるからということで入れる人たちが広がるということはより大きなことだと思いますので、必要じゃないかと思っております。

◎委員（須藤智子君）　こういう施設をつくるというのは、本当にすごい区域があると思うんですね。岩倉じゃなくて、岩倉と近隣市町を合わせてどれぐらいの規模という、そういう規模数はあると思うんですよ。建設費は、そうやって国・県を出して、運営費というのは市のほうも負担しなければならないと思うんですね。そうすると、その負担も大分かかるんじゃないかなあと思うんですよ。

これを作って、また国へ意見書を出すというのは、私はこの1番については賛成しかねるんですけど。

◎委員（黒川 武君）　これは何度も言いますが、もう平成30年12月定例会のときに一部採択の中の項目の一つであるということなんです。こういった社会資本を整備していくというのは、とても重要な話なんです。市のほうが、例えば国のほうにそういった補助を、あるいは県にしても、そう簡単には認めていただけたらと。みのりの里でもそうでしょう。関係者の皆さんがかなりの努力をしながら、本来はほかへ持っていかれてもおかしくなかったという話は聞いています。それを岩倉市に呼び込んだ。それは、やっぱり皆さんが一丸になった願いが通じたものだろうと思うんです。

今後とも、その部分についてはまだまだ僕は充足しているとは思いませんもんですから、やはりより充実したものにしていくということは必要だろうし、この中にも福祉人材の人手不足というのはかなり深刻になってきているだろうなど。その一つの要因である報酬単価を、やっぱり引き上げていくということ、そういったことが若い担い手を育成することにつながるのではないかなということを考えると、やはり今回も一部採択の項目に含めてしかるべきではないかなと思います。

◎委員（関戸郁文君）　愛知県への意見書2の市町村または愛知県の国民健康保険に事業費補助を求める意見書とありまして、県の事業費補助を行うことという意見書でございます。

これは昨年も私、議論させていただいたんですけど、非常に金額が少なくなってきたちゃっているんで、一番近いのだと15万円ぐらいだったと思われる。変わっていたら申し訳ないんですけど、見合わない手続が必要になるという議論をさせていただいたんですが、それでももらったほうが良いという

ような意見だったと思います。それで意見書を出すことになったんですが、ちょっと紹介議員にお尋ねしたいんですけど、これは県への繰入金とかに上乗せするような方法もあると思うんですが、その辺はやっぱり県の事業費補助を行うことに特筆するようなお考えなんでしょうか、お尋ねします。

◎副委員長（榊谷規子君） 先ほどの意見陳述の中で言っていたように、県からの補助がかつてあったのを切ってきたという経過の中で、やはり今、各愛知県下の市町村も国保運営について大変困難であり、そういった中で今度の条例にもあるように保険料を上げていかななくてはいけないというところが、ほとんどの愛知県下の市町村だと思うので、やはり県からの事業費補助を求めるところは非常に大切になってくるんじゃないかなあと思っているところです。

◎委員長（大野慎治君） 紹介議員の木村議員、発言を認めます。

◎委員外議員（木村冬樹君） すみません、何度も。

関戸委員が言っていたのは、ピークはすごい結構お金を出していたんですよ。それをどんどん減らしてきて、最終年度で15万円しかなくて、岩倉市に。それをやるために手続が大変だったというんだけど、それ以前はずうっとあったわけですね。だから、一足飛びにそこまでというふうには思いませんが、減らしていく最終年度のところだけを捉えて、そういう大変さを強調するということではなくて、国保に対する県の事業費助成を一定額設けて、そんな15万円じゃなくて、そういうような形でやってほしいという意見書のニュアンスとして出したいというふうに思っています。よろしいでしょうか。

◎委員長（大野慎治君） ほかに発言される方は。結論が出ませんが。

木村議員、紹介議員ですので発言を認めます。

◎委員外議員（木村冬樹君） 黒川委員、ありがとうございます。

要するに、請願項目を見てもらうと、国の責任で整備をしてくださいということなんです。ここを採択してほしいんですね、一部採択ということ。

ですから、意見書の内容は国に整備をお願いするということだもんだから、先ほど榊谷委員も黒川委員も言ったように、まだ岩倉ではそういう施設がつくられてきているけどまだ不足している。これは障害者を持つお父さん、お母さんたちの本当に涙ぐましい努力でつくられてきた施設なんですね。だけど、そうではなくて、やはり国の責任でそういう整備を進めてほしいという、そういう人たちの願いを伝えたいということなものですから、ぜひ入れていただきたい。

◎委員長（大野慎治君） 最後まとめなきゃいけないんですが、もうお時間もいい時間になっておりますので、結論を。合意形成しなきゃいけないんで

すが。

◎委員外議員（木村冬樹君） 最終的には代表者会議等で調整するでしょう。これは請願の採択に関わることもんだから、ここはそこだけを議論して一部採択して、意見書の内容は少しまた精査する。言葉を少し付け足したりということで、分かりやすくするということが大事なあとというふうに思うんですね。

◎委員長（大野慎治君） すみません。紹介議員なので木村議員がまとめるわけではございませんので、厚生・文教常任委員会の委員の皆様、御発言をしていただかないと、私では。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） ちょっと休憩をとって、お昼から審査しますか。やむを得ませんので、よろしいですか。

すみません、ここで休憩をとりたいと思います。

最終的な結論がまとまりませんので、ここで休憩をとります。

1時10分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） それでは休憩を閉じ、再開させていただきます。

引き続き、請願1号についての議員間討議の最中でございますので、議員間討議を続けさせていただきます。

意見のある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

◎副委員長（桝谷規子君） 先ほど、意見書の中の案になっているところでの議論だったんですが、そもそもはこの請願書の大きな2つのくくりである、2つのくくり目の国及び愛知県に対して趣旨の意見書・要望書を提出してくださいというところでの1番、国に対しては②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険税にするために十分な保険者支援を行ってくださいと、⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるようにという⑥番と、2番の愛知県に対する意見書・要望書の(1)の昨年は②だけだったんですけど、どうしてもだったら②だけでもいいです。できればと思ったんですが、③は岩倉市は独り暮らしの高齢者のところを岩倉市独自でやれているという実績があるので、県が拡大してもらえればよりというところも見ましたが、それは括弧付きでいいです。②だけで、すみません。

2つ目の国民健康保険の県独自の補助金を復活してくださいというところで、ここの中で意見書（案）については、また意見書の中身・文言について

は、いつも代表者会議の中でもきちんと精査していくので、この請願の中の4本ということで合意できないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） すみません。もう一度お願いいたします。

休憩を閉じ、再開して、今須藤委員のやつは休憩中になっているので、再度須藤委員から御意見を賜りたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎委員（須藤智子君） やっぱり紹介議員の誠実さが足りないということと、説明が足りなかったということ。一応、細かく私たちも精査、内容も見たかったですけど、その時間もない。去年意見書を提出したから今年もということ言われますけど、私はちょっとそれには同意できません。

◎委員長（大野慎治君） 須藤委員からそのような御意見がございましたので、最後ちょっと皆さんに御意見を賜りたいと思いますので、井上委員からお願いいたします。

◎委員（井上真砂美君） 私は混乱しております。この請願というものに対してですけれども、12月議会の最初に取り消しがありまして、その後出された。その理由は先ほど述べられたわけですが、そして新しく出てきたものに対してもいろんなところが不備があるということで、いろいろな項目を出していただきました。中も一つ一つ見ていっているわけですが、どれが一番やっていただきたいのか、その辺もよく分かりませんしということで、1個1個やっていくなれば、それこそ今日1個1個やっていくとずうっとかかりますしということです。

◎委員長（大野慎治君） 御意見とすると、場合によっては継続ということもあり得るといふことの御意見なんではないでしょうかね、まとめると。

◎委員（井上真砂美君） そうですね。それと、前回の委員会のも見させていただいているんですけれども、前回もこのキャラバンさんが愛知県中全部に出された内容で精査してくださいと出されているんですけど、それが守られていなかった。やはり、きちんと考えて出していなかったという、請願ってこういうものでいいのか、それから言うと頭からですので申し訳ないですけれども、一応1個1個見ていくまでの、もう少し請願者のほうでしっかりとまとめていただきたかったと思います。

◎委員長（大野慎治君） そうですね、請願者、そして紹介議員からの丁寧な説明と精査がなかったという御意見ですね。分かりました。

◎委員（関戸郁文君） 私は去年もこの厚生・文教常任委員会だったので、

多分私だけが参加していたと思います。そのときにいろいろと議論があったんですが、ちょっと昨年のお話をして申し訳ないですが、昨年の反省であまりにも多岐にわたっていたものですから、意見書の審査のような感じになってしまったんですね。前のほうの審査はほとんどされずに、意見書の文言それぞれを1個1個やっていくというやり方で、これだったらいけるでしょう、これはいけませんというやり方をしました。

そうではなくて、やっぱり請願内容のほうをしっかりと読んで、今回ですと(2)の国及び愛知県に以下の趣旨の意見書要望を提出してくださいというところを1個1個しっかりと確認しながら進めていくところだとは思いますが、最初に紹介議員のほうから一部採択でという話が出てしまったので、そこもやれずに2番、6番、愛知県に対するものの(1)、(2)というのに飛んでいってしまったものですから、少しちょっと請願人に対して申し訳なかったかなあという感じは受けているところでございます。

中身なんですけれども、昨年も私も議論しましたので、1、国に対する意見書の要望の②と、2の(1)の②に関しては合意できるかなあとは思いますが、⑥は先ほど須藤委員もおっしゃられましたが既に岩倉でやっているというところもありますということもございます。あと、(2)に関しましては昨年も同じような発言をさせていただいたんですが、県独自の補助金を復活させるよりは手間もかかるので、県への繰入金を上乗せしていくという方法をとられたらどうかなという感じはするので、2番と(2)の②、(1)の②を合意できればいいかなというふうに考えているところでございます。

◎委員（谷平敬子君） 私は何か内容が盛りだくさんで、私なりに読んでいいなと思うこともあり、ただ、初めに何かやっぱり当市で実践していることもたくさん含まれているのが多かったんですけれども、そういうのも全部省いてといったら変ですけど、シンプルにこれというのをきちっと出してもらいたかったなというのはあります。

そうですね、たくさんあり過ぎるので、ここをというのを国に、市にもですけれども。

◎委員長（大野慎治君） 多岐項目にわたって、そして岩倉市議会での採択してきた経過も含めて、それで精査をしてきていただきたかったという御意見ですね。

◎委員（黒川 武君） よろしいでしょうか、午後にわたっての皆さんの熱心な意見表明でございます。私はかねてから申し上げているように、やはり請願というのは政策提案の位置づけ、これはもう議会基本条例の中ではっきりしている。だからこそ、我々は今まで請願一つ一つに対して真摯に向き合

ってきた。その中で、こういう委員間討議の中でどこで一致ができるのか、どこで一致ができないのか、この請願の取扱いを総合的にどうしようという中で、いろいろ知恵を絞りながら合意形成の努力をしてきた。そういう岩倉市議会の今までの歴史というのはあると思う。

私は30年度の議長として、この委員会での審査、本会議での審議というものをずっと見てきて、それで4項目の一部採択ということになれば、当然私は当時の議長としての議決責任があるわけです。と同時に、新しいメンバーに移ったといえども、やはり継続性、整合性、そういったものは岩倉市議会が問われるべきことになりますので、私はそういうところから全会ではどうだろうかといったことも、個々の議員にはお話もしたこともございます。

しかし、やっぱり何よりも審査不十分さというのが免れないなというふうに思いますので、やっぱり今後はそういうところをきちっと教訓として受け止めながら、政策提案であるべき請願について我々も向き合っていく必要があるだろうなど。したがって、私は合意形成が難しいものについては、あえて強行的なものを行うべきではないというふうに思っておりますので、あとは委員会の意思に従いたいと思います。

◎委員長（大野慎治君） 様々な御意見がございました。個々の意見がまとまっていませんので、12月定例会でも継続審査させていただいて、取り消して再度提出された請願ではございますが、紹介議員さんの丁寧さが欠けていたということは否めないと私自身も思います。それはもうまさしくそのとおりだと思いますが、どうでしょうか、本来はもう一回、継続審査にして丁寧さをもう一回持っていただいて、ちょっと皆さんの意見が様々でございますので継続審査にして、もう一度紹介議員を含めて、請願者の方も含めて丁寧に説明していただいて、もう一度審査したらいかがでしょうか。

皆さん、どうでしょうか。

◎副委員長（梶谷規子君） 今、須藤議員が趣旨のところの「安倍政権は」から書いてあることが反対だということをおっしゃったんだから、決を採って不採択にされても仕方がない状況になってきているなというふうに思いましたので、もう継続ではなく採択してもらったほうがいいんじゃないかと思います。

◎委員（黒川 武君） 委員長は各委員の意見の集約として、先ほど、まだまだやっぱり話し合うべき余地はあるだろうということで継続審査の提案をされたわけなんです。私はそれを重く捉えたいなあと。いたずらに対決心をあおるのではなくて、もし仮に前文のところではやはり異論が出れば、継続審査へ持っていけばまた訂正も可能なわけですね。

だから、そういうことであまり短兵急にですね、結論を出すのではなくて、やはり12月からこの3月にかけて我々は真剣に向き合ってきたものだから、継続審査でもう一回やるということも、私はそれはいいだろうなと。ただ、心配するのは5月の議会人事がありますので、多少はやっぱりそのことも念頭に置きながら、6月に向けてお互いが努力をしていくということが確認できれば、私は継続審査やむなし、委員長の意見に賛同をします。

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

委員長としては、紹介議員の梶谷委員がこのような御発言をされていますが、過去の経緯を私は尊重したいと思いますので、もうちょっと紹介議員に対して丁寧さを求めることによって継続審査にしたいと思いますが、私が頭を下げますので、なんとか継続審査でまとめていただけないでしょうか。

◎委員（井上真砂美君） ごめんなさい。私は紹介議員の考えを尊重して、例えば、これ以上これを岩倉用にまとめるというのが御負担というとな難しい、非情な言葉かもしれませんが、難しいならば、きちんとけじめをつけるということも必要かと思います。

◎委員長（大野慎治君） 私もそのような考え方はありますが、関戸委員からも一部は採択可能で合意できるんじゃないかという御意見も賜っているところではございますので、合意できるところを継続審査にして、また丁寧に説明していただいて、合意できるところは合意に向けて、委員会はちょっと開きますが、紹介議員にも事前の説明をもう一度再度していただいた上で審議をすると。

◎委員（須藤智子君） 委員会の中でもいいんですね、やれば。

◎委員長（大野慎治君） そのとおりだと思いますが、ちょっと暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開させていただきます。

委員長からの提案ではございますが、請願第1号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」は、継続審査とすることに同意する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員です。

請願第1号は継続審査となりました。

以上で、当委員会に付託された議案は全て議了いたしました。

なお、今継続審査になりましたので、継続審査事項にこの請願項目を入れさせていただいて、継続審査事項とさせていただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） よろしく願いいたします。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。